

# 大震災を経験した今だからこそ 地域主権の法制化を進めるべき

地域主権改革の早期実現と新たな大都市制度である「特別自治市」の創設をテーマにした、指定都市市長会のシンポジウムが10月5日開催される。今年は3月に東日本大震災が発生し、中核都市として地域をけん引する政令指定都市の果たす役割と責任が改めてクローズアップされている。主要メンバーであり、大きな被害を出した仙台市の奥山恵美子市長に、震災からの復興という問題も含めてシンポジウムの意義を聞いた。

—シンポジウムに、今年は大震災という要素が加わりました。仙台市も大きく被災したわけですが、まず被災状況についてお聞かせください。

奥山氏 今回の震災の犠牲者は704人、行方不明者が26人です。たった1日の間にこれだけの死者が出たのは、終戦の年の7月10日にあつた仙台空襲で1066人の犠牲者が出て以来で、仙台の歴史で2番目の大きな灾害でした。津波の被害としては東部田園地帯の

約1800haの水田が、塩水に冠水しました。農地として復旧されることが大きな課題です。また仙台西部の丘陵地の郊外団地を中心約2000戸で地割れや擁壁倒壊などの被害が出ました。公共施設も下水道を中心に被害を受けましたし、自分の学校を使えず間借りしている小中学校も13校あります。被害額は公共施設、民間の各事業所、インフラの被害を積み上げると約1兆300億円程度というものが概算です。

—復興・復旧の現状はいかで

しょうか。

奥山氏 被災者に応急仮設住宅に入つてもらうこと、被災宅地内からのがれきの撤去などが、生活再建に向けた一歩と考えていますが、今回の震災ではプレハブの仮設住宅に加え、民間アパートを応急仮設住宅とみなして家賃の支援をする制度ができたので、7月末にはすべての被災者に新しい住まいに移つてもらいました。

—他の市町村からの受け入れは、

奥山氏 石巻市や南相馬市などからの転居は2000世帯以上あります。全体としてプレハブ住宅の入居が約1000戸、約8000戸が民間アパートを活用したみなみなし仮設に入つていただいています。



奥山恵美子氏の経歴

おくやまえみこ 1951年生まれ、秋田市

出身。東北大学経済学部を卒業後、仙台

市へ入る。市民局生活文化部女性企画課

長や教育局生涯学習部参事、市民局次

長・仙台市教育委員会教育長、副市長を

経て09年8月に仙台市長に当選した。座

右の銘は「笑う門には福来る」。自らの

プロフィール紹介で、仙台市について「言

いえば、永遠の青春の街」と説明する。

—復興・復旧の現状はいかで

げている問題はなんでしょうか。

奥山氏 基大な宅地の被害が出ましたが、宅地の復旧に関して、国としていますぐ適用できる法律はありません。ただ防災集団移転と

いう形で、ある程度の数がまとまるれば適用できるのではないかと考えられます。中越地震の時に擁壁の倒壊にも適用拡大した事例がありました。私どもも中越地震の時に適用されたものに準じて、今回の宅地災害についても適用の拡大を

—市から見て、復旧・復興を妨げている問題はなんでしょうか。

奥山氏 政令指定都市だと思いません。むしろ地域主権の法制化を進めていくのに、こんな最適の時はないのではないかでしょうか。ぜひ政権としても、この点を重点改めて認識しました。

—地域主権改革の今後について伺いたい。

認めてほしいと、国に5月連休明けからお願いしているのです。ところが、適用拡大するという返答をいただいているのですが、具体的にどこまで緩和してもらうといつた話がなく、住民から早く復興の方針を示してといわれるのですが、国の要綱が決まらないので、住民の方々に肝心の説明ができるかもしれません。ひたすら待つて下さいと言葉しかなく、国のスピード感がまったくないという状況は、いら立ちを募らせるばかりですね。

—シンボのテーマに地域主権改革の実現を掲げています。地域主権改革の現状をどう認識されていますか。

奥山氏 政令指定都市の人口は全人口の20%ですが、配分される財源はその20%に見合っていません。人口と行政の量、かかるべき財源の3つがきつちりと連動していることが基本だと考えます。震災を経験して改めて思ったことですが、ある程度の権限と行政経験を持つ政令指定都市が、リーダーシップをとることが大事です。仙台市だけでなく東北全体に活気を呼び戻すことになります。国の決定待ちとなると、時間が過ぎて待つことになると、時間だけが過ぎて

いくというのが現状です。

大都市制度が機能していれば、われわれも住民も待つ必要がないわけで、自治体に権限を置いて、その決定で住民が望む施策をすぐ実施するということが大事だと、改めて認識しました。

—地域主権改革の今後について伺いたい。

奥山氏 震災を契機にしたこの時こそ地域主権が大事だと、住民こそつて考えている時期はないと思います。むしろ地域主権の法制化を進めていくのに、こんな最適の時はないのではないかでしょうか。

奥山氏 政令指定都市だと思いません。むしろ地域主権の法制化を進めていくのに、こんな最適の時はないのではないかでしょうか。

奥山氏 政令指定都市だと思いません。

奥山氏 政令指定都市には、直接住民に向き合つて住民のニーズ、その時代の課題を、直接肌で感じて一緒に手を携えてやっていくことができるという、基礎自治体の強みがあります。また専門スタッフを持つて、現場で事業をマネジメントしている。震災で発生した10年分のごみについて、国が直轄でやるとか、県が広域でやるとか言っているが、日ごろからやつていい

ないから、現場では「から勉強」という状況になつてます。国や県の震災の対策が進まない一つの理由かも知れません。政令指定都市はスタッフにさまざまなプロフェッショナルがいて、非常時でも対応できるのが強みです。

—指定都市市長会では「特別自治市」の創設を提唱しています。

奥山氏 指定都市市長会では「特別自治市」についてどうお考えですか。

奥山氏 政令指定都市は普段から県に準じているといわれますが、準じているといいながら、すべて同じ等にやらせてもらつてはいるわけではありません。例えは労働行政は県の所管だが、一方でわれわれは生活保護という福祉行政を受け持つています。労働行政と生活保護は表裏一体のものです。労働行政で対応して、うまくいかなかつた人のセーフティーネットが生活保護で、われわれが労働行政をやらずに生活保護行政だけをやることは、どうもマイナスの処理の側面だけを押しつけられているようと思えます。われわれに全体をやらせてもらわなければ、プラス面もマイナス面も基礎自治体として政令指定都市は引き受ける覚悟はあります。それに見合った経費の配分も必要で